

議題（3）及び議題（4）に係る関係条文

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄）

（事業計画等の認可）

第二十一条 センターは、毎事業年度、第十五条第一項に規定する業務のうちスポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画（第三項において「事業計画等」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3～4 （略）

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（スポーツ基本計画）

第九条 （略）

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 （略）

（国の補助）

第三十三条 （略）

2 （略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

○スポーツ審議会運営規則（平成二十七年十二月二十四日 スポーツ審議会決定）

（利益相反）

第七条 会長及び委員等は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十五条の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族又は自己の関係する法人若しくは団体等に関する案件については、審議に参加することができない。